

第4回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日 時 平成28年11月1日(火) 16:00~18:02
場 所 遊佐町役場 203 会議室
出席者 小野寺きぬ子委員、本間正明委員、佐藤裕士委員、高橋和久委員、佐藤仁委員、畠中裕之委員、時田一紀委員 委員7人
内藤悟水循環条例専門員
事務局 企画課 堀課長、高橋課長補佐、石垣主任
傍聴者 一般3人、報道2人

1. 開 会

2. 会長挨拶：委員の皆様からは何度もお集まりいただきありがとうございます。また、遅い時間からの開催で申し訳ありません。

3. 議事録署名

□会長が、小野寺きぬ子委員、佐藤裕士委員を指名。

4. 協 議

(1) 事前協議書に対する意見について

■会長：これまで三回開催してきて、前回の審議会以降の状況を事務局から説明願います。

■事務局：今回、中野先生の報告書と関連付けて報告書(案)を作成したものを読み上げる。

※報告書(案)の読み上げ。

■会長：今回、意見書を出す前提か。

■事務局：意見書の内容を精査いただいて、審議会としての意見として出すのか、意見書(案)とは別の形の意見書、参考とすべき資料が不十分等々、想定されることはあるが、審議会でご議論いただきたい。

■会長：審議会全体としての進め方として、今回、審議会としての意見書を固めるといふ考え方もあるし、前回までの審議で、60日に拘らずに意見書を出す必然性はないとの意見もあった。継続してアクションを起こす方法もあるが、皆さんはどう思われるか。

■委員：最終的には町長が判断するのであって、答申がなくても判断することもある。データがあれば判断できるのか。そうした場合、こういったデータが必要なのか。我々に与えられた内容で、町長にどのように答申するかではないか。来たるべき時のためにデータ取りは必要だが、データがないことで意見書を出せないと言った足かせになるのは違うと思う。

■委員：今の段階でいいと思う。出すか出さないか判断してもよい。

■委員：意見書(案)の内容は前回よりもよくなったので、表現としてはいいと思う。出す必要がないとなれば、文章が変わってくるが。

- 委員：確かに中野先生の水質等の調査結果を入れた書き方になっていると思う。業者に再度持っているデータをくださいと働きかけをしたのはどうなっているか。
- 事務局：弁護士に相談し、どういった形にしたらよいか、検討中である。
- 委員：同じ中身で要求するだけか。
- 事務局：そこも含めて弁護士に相談して検討中である。先生の都合で明日行く予定である。
- 委員：お願いといったやんわりとした書き方だったので、もっと強く要求してもいいのではないか。あいまいにならないように、外部の調査機関に依頼して水質調査の結果については公正な形で提出してもらうため、公的なものとして提出してもらう。意見書（案）としては、但し書きとして要望した部分は追加意見として加えてもらったが、審議することができないではなく、審議に付すことができないとした方がよい。業者は 10/7 の町民説明会で、水脈に影響がなかったと言っているが、我々との認識とは全く違うので、影響がなかったとした根拠を提示すべきだと加えるべきである。審議会ではその提出がなかったので、審議ができなかったとし、業者から提出がなかったことも審議対象としたので、そのことも加えていただきたい。
- 事務局：そのように加えたい。また弁護士にも相談したい。
- 委員：業者からのデータがなかったわけで、町長への答申の中にこれからもデータの提出をもとめていくということによいか。
- 事務局：町としては求めていく方向で考えている。
- 専門委員：現段階で規制対象事業に認定するべきだとすることには反対である。今の段階では判断できないとする意見でよろしいかと思う。水量のデータも明確に示されない段階で判断は難しい。規制対象とする要件に該当するか結論を出すにはまだまだ調査、専門家の検討等は継続していかなければならない。今の時点で結論を出すのは難しいと思うがいかがか。
- 会長：規制対象事業とまでは言えないとの意見だが他の委員のみなさんはいかがか。
- 委員：こんなに強い表現を裏づけができるのか不安はある。逃げるわけではないが、判断しないとといった表現もある。
- 委員：審議の経過について、いまだに町長がどういった意思表示をするか見えないが、審議会できちんとした意見が出るのを待つといった考えなのか、なかったものとして判断するのか、今から判断までの間に、出さない場合でもスケジュールに沿って町長が判断をするのか。
- 事務局：町長が審議会の意見が出ないことも想定しているのかは、今の段階では断定できない。町民の意見、環境審議会の意見も判断することになるが、この審議会の意見がどうなるかで町長の判断に影響があるのか、事務局の段階ではどうなるかは申し上げられない。
- 委員：町長の腹積もりは関係ない。あるデータで、ある条例で判断して答申するだけ。我々は審議会として町長に対し何らかの形で答申する責任はあるが、あくまで淡々とどうやって答申するか結論は出さないといけない。

- 専門委員：町長は町民の代表としての判断もあろうが、行政の長として法律・条例に基づいて判断しなければならない。これまで 60 日を超えて検討することも可能と言ってきた。しかし、町長がどうしても時間がない、審議会の答申がなくても自分で判断するというのであれば、審議会が今の段階で結論を答申するのか否かも考えるべきだ。答申するならば現段階の資料による相応の内容にしかならない。
- 委員：測定に関しては今後もするべきであるし、答申したら終わりではない。これからくる「山」に対して、どうするか。
- 事務局：町としては先ほどのようにこれからもそのように考えている。
- 委員：おそれがあると判断した部分については、中野先生もおそれがあると表現しているので、私としてはよろしいのではないかと思う。
- 会長：これまでの話の流れからすると、今回はっきりと意見書を出さずに、60 日を超えてもいいのではないかといった意見もあったが、意見書を出さないといったことで、出さなくても町長が判断するとも聞こえた。出すとなればどういった答申を出すのかといった話にもなる。
- 委員：町長は答申を待って判断するのか。なんらかの回答をみて判断するのか。
- 事務局：先ほども話したとおり、町長は審議会の意見を聞いて判断すると言っている。審議会が出さないとどうするのかは事務局としては答えられない。
- 委員：答申しないならしない理由を申し上げなければならない。その場合も答申しない理由を付して出さないと審議会の体をなさない。どういった表現をするのか。結論を出すに至らなかったとしていいのかどうか。
- 専門委員：審議会の判断は委員それぞれの判断によりなされるべきで、町民の意見は意見として切り離して考えていかなければならない。
- 委員：公共水という予防原則はなんのためか。条例をつくった要因でもある。要綱の第 4 条の要件を満たしている。水源を守るための大事な場所として、水源保護地域、涵養地域としていた。今回の場所はズバリその場所であり、そこでは事業ができないと考えても良いのではないか。16 条のいずれかの各号に該当すれば規制対象にしてよいわけである。2 番の要綱に該当するものとしていいのではないか。業者からの全体計画が示されているとの説明だったが、我々に提示してもらいたい。
- 事務局：資料提示の依頼があったが、今いただきたいということか。
- 委員：文章なのか、図面なのか、今回の物ではなくて、臂曲地区の全体計画を示したものがほしい。
- 事務局：H25 の申請書類には、その時点での全体計画も含めて提出されているが、今回とすべて合致しているわけではない。将来的に採石したいものも含まれている。今その図面を回覧する。今回の計画の図面と見比べていただければ。
- 委員：どの区画が業者の土地で、その全体像がわかるものがないのか。
- 事務局：会社が持っている社有地を全体どうするかの図面は出されていない。
- 委員：今掘っているところのさらに奥を掘るとなれば、標高差がかなり大きくなる。
- 事務局：誤解のないように再度申し上げるが、全体計画とは、現認可の際 3 年分の

申請に係る分とその後が分かるものであり、さらに 4.6 年分のものが分かるものを全体計画として出している。

※図面回覧

- 専門委員：中野先生が遊佐で説明してから 4 年経っている。その間のデータはどうだったのか。
- 会長：中野先生以降の H23 年の水質の低下のデータがない。データの解釈を別の先生に打診したかと思うが、こちらはどうなったのか。
- 事務局：前回の報告以上のことはしていない。
- 委員：判断するにデータが足りないと話しているが、データが出てきたときにきちんと判断できるのか。予防原則と謳っているわけなので、影響が出たときに迷惑を被るのは水源の水を飲んでいる町民である。
- 会長：データとしてはないが、予防原則となってしまうが、この部分をもってどう判断するのか。根拠薄弱だが、予防原則とおそれがあるということで審議会としていまどこまで出すべきなのか。審議会の判断が責任や訴訟の対象にはならないかと思うが、それを踏まえたうえでどうすべきなのか。
- 委員：表現の仕方、規制対象事業と判断できない、判断しない、判断すべき、認定すべき、どうするのか、ここで決めるしかないのではないか。延々と議論するものではない。答申しないという意見もあるのか。結論としては 3 つか 4 つであるが、皆さんどうするのか決を取るしかないのではないか。
- 専門委員：審議会がどういう決にするのかは審議会委員のみなさんで決めていいのではないか。
- 会長：過半数の出席をいただいている。最終的には決を取る形。表現として、認定すべき、認定すべきでない、判断できない。3 択になる
- 委員：条例に則って判断する。生活クラブの一文は条例に関係ないものであるが、まち全体に影響が及ぶ可能性が大である。計画では面積が広がって運ぶのは一部。今後のことを考えると、今が正念場ではないかと思う。なし崩しになる可能性もある。地下水脈に影響が出るかどうかではなく、与える可能性がどんどん大きくなる。データが出たら何が読み取れるのかと言え、岩盤を壊したことで水が出た事実がある。さらに深掘りすれば次の水脈に影響を与える可能性は高い。奥に掘り進めればもっと浅い層でぶち当たり影響を与えることになる。今以上に影響を与える可能性がある。業者のデータを見てもすぐ判断できないので、専門家から見てもらう必要があるが、今の段階ではある程度の予防原則に基づいて意見は出すべきであると考え。すべきであるという表現でないと判断する理由の 1～4 までなくなるわけで、認定すべきでないとする理由はなかったと記載することはできる。
- 委員：そうした場合でも表現が変わる。各委員の腹積もりは同じかと思う。規制対象事業と認定しないとされた材料がないとか。
- 委員：材料という表現ではなく、できるだけシンプルな方がいい。これまでの経過を踏まえて、判断するに至る理由がないという表現でいいと思った。

- 委員：表現が難しい。
 - 委員：審議会の委員は、条例の条文にどうこう言える専門家ではない。委員は自分たちが話し合ったなかで判断するしかない。水の分析からどうだとまでは言わなくてもいい。これまでの意向がどうであったのかを申し上げないと意味がない。どっちにもとれるようなあいまいな表現にならないようにしていただきたい。すべきであるとした場合、すべきでないとした意見がなかったとすることで逆説的な意見でもよいのではないか。
 - 委員：逆説的な理由とした場合、どういった表現になるのか不安。非常に書きづらいのではないか。見当たらない理由をどう表現するのか。
 - 委員：判断するに必要な書類がないと表現する。過去三年間の採石に対して、公有地化が最適としても、止めるんだと明確に意思を示さないと功を奏しない。前は採石を認めたくて覚書を結んだだけである。
 - 委員：そろそろ採決を取って、決まったことの表現を協議したほうがよい。いつまで議論していてもまとまらない。
 - 会長：ご出席いただいた6名で採決を取りたい。細かい文言はこれから詰める。今回の当該事業を規制対象事業として「認定すべき」「今回はそこまでの認定はできない」の2択。
- ※認定すべきとする委員は挙手6名。
- みなさん全員ということで、当審議会としては規制対象事業として認定すべきであると決定し進めたい。具体的な表現について、事務局より説明いただいた案に対して、表現変更など意見があれば伺う。
- 委員：報告書のページ、図、表現されているのでいいのではないか。特段変な表現はないと思う。
 - 委員：先ほども言ったが、損傷するおそれがあるかどうか、業者からのデータがなかった、資料がなかったので審議できなかつた旨の表記をしていただきたい。町民説明会での水脈への影響がなかったとする根拠を示してもらいたいことを記載すべき。風評被害の文言はいわれのないことで損害を被るということであるので、表現を検討してもらいたい。
 - 委員：町民説明会は何人くらい参加したのか。
 - 事務局：10/14はマスコミ含めて42名、10/25の2回目は30名ということで報告書ができています。
 - 委員：業者の説明会で水脈を傷つけたと話があったのは、記録として残っているのか。
 - 事務局：録音はしている。説明会の報告書として会社から出ているもの、新聞報道で出ているものもあると思うが、こちらで録音したものが使えるのか確認したい。
 - 委員：録音したものをテープ起こしして、そのままなら使えるのではないか。
 - 事務局：その部分を弁護士に相談したいということである。
 - 委員：素人でわからないが、この審議会は果たして成果が出る審議会なのか疑問が

ある。最後には町長が判断する。前進するように町としてもやってもらわないと、手を付けられなくなるように感じる。採石現場の公有地化を早く進めてもらいたい。被害が出ないと不認可にならないとの意見もあった。実際には被害報告はないわけで、少しでも進展していればいいのだが、そうっていない。

■委員：表現の修正を行うわけだが、案を取った意見書を委員にも届けていただきたい。

■事務局：最終的にみなさんから確認していただきたいと考えている。

■会長：特に委員から要望がなければ、郵送して意見があれば連絡をいただくことにしたい。

■事務局：明日郵送して3、4日には届くと思う。メールアドレスをいただいた委員にはメールで連絡をする。

■会長：時間になりましたので、皆さんからなければこれで終了したい。

■事務局：若干の修正はあるが、これを以て町長に意見として提出できると思う。

5. 閉 会